

第6回 広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会
会議録

I 日 時 平成28年7月28日(木) 10:00~17:00
平成28年7月29日(金) 9:30~16:00

II 場 所 賀茂環境衛生センター工場棟 4階会議室

III 出席者

(委員) 田中 勝委員長、荒井 喜久雄副委員長、鈴木 寛一委員
古川 晃委員、宮地 憲二委員、水下 泉委員

(事務局) 広島中央環境衛生組合

副管理者 松尾 祐介 事務局長 垣田 眞 次長 角保 誠一
施設整備課 宗近 英生、土居 康信、入矢 哲男、高山 竜一

(事務局補助) 株式会社エイト日本技術開発

神谷 敦史、江藤 秀二、長尾 竜二、山本 宏一、森岡 英生、籠谷 純一

IV 次 第

- 1 前回議事録確認
- 2 これまでの経過(質問回答、資格審査)
- 3 募集要項に対する質問回答書(第1回)について
- 4 対面的対話の進め方等について
- 5 落札候補者の選定方法について
- 6 今後の予定について(全体スケジュール)
- 7 その他(平成27年度の受注状況について)

V 配布資料

- ・【資料1】第5回一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会 議事録
- ・【資料2】これまでの経過
- ・【資料3】募集要項に対する質問(概要)
- ・【資料4】対面的対話について
- ・【資料5(別冊)】(高効率ごみ発電施設)募集要項に対する質問(第2回)に対する回答
- ・【資料6(別冊)】(汚泥再生処理センター)募集要項に対する質問(第2回)に対する回答
- ・【資料7】対面的対話のまとめについて
- ・【資料8】落札候補者の選定方法について
- ・【資料9】全体スケジュール
- ・【別紙1(別冊)】(高効率ごみ発電施設建設・運営)募集要項に係る質問回答書(第1回)
- ・【別紙2(別冊)】(汚泥再生処理センター建設)募集要項に係る質問回答書(第1回)
- ・【別紙3】資格審査結果資料
- ・【別紙4】対面的対話実施要領

- ・【別紙5】平成27年度の受注状況
- ・(当日配布) 事業スケジュールと審査委員会日程(予定)

VI 議事録

0) 委員の交代

- ・人事異動に伴い、今榮委員から宮地委員に交代となった。

1) 前回議事録確認

- ・前回議事録を承認した。

2) これまでの経過及び募集要項に対する質問回答書(第1回)について

- ・これまでの経過について確認した。

4月14日(木) 特定事業の選定【高効率ごみ発電施設建設・運営のみ】

4月19日(火) 入札公告

5月27日(金) 募集要項に対する質問回答(第1回)の公表

6月3日(金) 入札参加資格審査申請書類の提出期限

7月8日(金) 募集要項に対する質問の提出期限(第2回)

- ・募集要項に対する質問回答書(第1回)について確認した。

- ・造成工事、用地取得のスケジュールについて確認した。

保安林解除等に関する手続き 平成28年12月

造成工事 平成28年12月から平成30年3月末(予定)

3) 対面的対話の進め方等について

- ・対面的対話の進め方等について確認した。

4) 対面的対話

- ・対面的対話にオブザーバーとして参加した。

5) 対面的対話のまとめ

- ・事業者自らが行うボーリング調査を早期に実施できるよう可能な限り調整することを確認した。
- ・全体を通して組合にとってプラスとなる提案は、積極的に提案を求めるべきであるとの意見が出された。
- ・ユーティリティ条件は、適正に評価できるよう高効率ごみ発電施設側と汚泥再生処理センター側で条件の見直し及び統一することを確認した。
- ・高効率ごみ発電施設側と汚泥再生処理センター側の連携は、双方の事業者決定後に双方の事業者との協議により実現化を図ることを確認した。

6) 落札候補者の選定方法について

- ・落札候補者の選定方法について再確認した。
- ・総合評価点が同点の場合の取り扱いについては、事務局に一任することとした。

- ・入札参加者が1者であった場合も、落札者選定基準に従い入札提案書類の審査を行い、優秀提案者（落札候補者）として選定することを確認した。
- ・提案内容の評価結果に対する問合せは受け付けないことを確認した。
- ・次回委員会で、事業提案書に関する質問事項等を協議することを確認した。

7) 事業スケジュールと審査委員会日程（予定）について

- ・第7回委員会は10月28日（金）に開催する。
- ・第8回委員会は11月24日（木）に開催する。
- ・第9回委員会は12月20日（火）に開催する。

8) その他

- ・水銀規制の法令が施行される旨の確認があった。
- ・平成29年10月より東広島市で家庭ごみの有料化を開始する旨の紹介があった。

以上